

定 款

一般社団法人日本クラウド産業協会

令和2年3月 4日作成
令和3年6月18日変更
令和4年4月1日変更
令和4年7月1日変更
令和5年7月1日変更
令和6年1月19日変更

一般社団法人 日本クラウド産業協会：定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本クラウド産業協会という。

又、英文名称をJapan Cloud Industry Associationという。呼称はASPICとする。

(目 的)

第2条 情報通信技術（ICT）の発展によりASP・SaaS・AI・IoTクラウドサービスは様々な分野で国民生活や企業活動において必要不可欠なインフラとなっている。当法人は、会員の協力のもとに情報化社会の更なる発展の成長エンジンとなるASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業業界の拡大発展、市場創造、情報基盤の確立、企業の生産性向上に寄与し、持続可能な豊かな社会の実現と国際社会に貢献することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ASP・SaaS・AI・IoTクラウドサービス産業の拡大発展
- (2) ASP・SaaS・AI・IoTクラウドサービス関連の情報発信
- (3) ASP・SaaS・AI・IoTクラウドサービスの情報開示認定事業
- (4) ASP・SaaS・AI・IoTクラウドサービスのクラウドサービス紹介事業
- (5) ASP・SaaS・AI・IoTクラウドサービスの社会的認知と利用基盤構築のための政府、行政機関、公益法人等との協力
- (6) ASP・SaaS・AI・IoTクラウドサービスの共同研究、開発、提供
- (7) ASP・SaaS・AI・IoTクラウドサービスの啓発・教育・支援
- (8) 実証事業・実装事業
- (9) コンサルテーション
- (10) 諸外国の情報処理産業の活動の情報収集と諸外国の活動団体との連携
- (11) その他前記各号に付帯する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第4条 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会員の資格)

第6条 当法人の会員は、次の5種とし、法人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

(1) 法人会員

当法人の目的に賛同し、当法人の目的を達成するために入会が認められた法人及び団体並びに相互入会団体においてASPICが相手団体の正会員（総会議決権あり）と同格の権利が付与される場合の当該団体。

(2) パートナー会員

・パートナー会員（認定取得事業者）

当法人のクラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示認定サービス取得事業者

・パートナー会員（アスピック登録事業者）

当法人のクラウドサービス紹介サービス「アスピック」登録事業者

(3) アワード会員

当法人のクラウドアワード受賞事業者

(4) 公共会員

当法人の目的に賛同し、当法人の目的を達成するために入会が認められた行政機関及び公益団体並びに大学・学術研究機関。

(5) 賛助会員

当法人の目的に賛同し、当法人を援助するために入会が認められた団体及び相互入会団体。

(6) 個人会員

当法人の目的に賛同し、当法人を援助するために入会が認められた個人。

- 2 当法人の法人会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。ただし、(2) パートナー会員、並びに(3) アワード会員は各事業の入会手続きによる。

(経費の負担)

第7条 法人会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

本条の会費は、法人会員については、法第27条に規定する経費とする。

(会員名簿)

第8条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した法人会員・パートナー会員・公共会員・賛助会員・個人会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。法人会員名簿をもって法第31条に規定する社員名簿とする。

- 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、法人会員・パートナー会員・公共会員・賛助会員・個人会員名簿に記載した住所、又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(除名)

第9条 当法人の法人会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は法人会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、法第30条及び第49条第2項第1号に定める社員総会の決議によりその法人会員を除

名することができる。(2) パートナー会員は除く。

(退 会)

第10条 法人会員は、次に掲げる事由によって退会する。(2) パートナー会員は各事業の退会手続きにより自動的に退会となる。

(1) 法人会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前に行う

(2) 解散したとき

(3) 1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(5) 総法人会員の同意があったとき

(6) 個人会員の場合は、さらに死亡したとき

(拋出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(構 成)

第12条 社員総会は、法人会員をもって構成する。

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 法人会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 事業計画書及び収支予算書の承認

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開 催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い理事がこれを招集する。

2 法人会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する法人会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、法人会員に対して招集通知を発す

るものとする。

(招集手続の省略)

第16条 社員総会は、法人会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い理事がこれに代わるものとする。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、法人会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総法人会員の議決権の過半数を有する法人会員が出席し、出席した法人会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総法人会員の半数以上であつて、総法人会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 法人会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部または一部の譲渡
- (5) 合併契約の承認
- (6) 解散
- (7) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第20条 法人会員は、当法人の法人会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面又は電磁的方法によって提出しなければならない。この場合において、その法人会員は出席したものとみなす。

(社員総会議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、その会議において選任された議事録署名人と議長が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(理事及び監事の員数)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第23条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会の決議によって選任する。

(代表理事)

第24条 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当

法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第31条 当法人は、法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令またはこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) その他法令で定めるとき

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当該理事会において選任された議事録署名人と議長がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第41条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、定時社員総会の日までは前年度の予算を基準として執行する。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第44条 会長は、毎事業年度、法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第45条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不分配）

第46条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第47条 この定款は、社員総会における決議によって変更することができる。

（解 散）

第48条 当法人は社員総会における決議その他法令に定める事由によって解散することができる。

（残余財産の帰属）

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に帰属するものとする。

第9章 附 則

（最初の事業年度）

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

（設立時の役員）

第51条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 河合輝欣 村松充雄 山本 稔

設立時代表理事 河合輝欣

設立時監事 大木 優

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第52条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 河合輝欣 神奈川県鎌倉市腰越1588番地12

設立時社員 山本 稔 東京都港区六本木4丁目3番35号

パークマンション檜町公園 506

（法令の準拠）

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会設立のため、設立時社員河合輝欣、山本 稔の定款作成代理人である司法書士戸倉希央は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和2年3月4日

設立時社員2名の定款作成代理人

東京都新宿区新小川町1-1-4 飯田橋リープレックスビズ2F

司法書士 戸倉 希央